

日本防災士会福岡県支部 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、日本防災士会福岡県支部（以下、「本支部」という）の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利・義務について定めたものである。

(性格)

第2条 会員は、本支部の規約に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなると共に、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

(会員の種類)

第3条 会員は、福岡県支部規約6条に定める通りとし、正会員は防災士とする。

2. 賛助会員、協力会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

(会費)

第4条 会費は、次の通りとする。

(1) 正会員	5,000円（日本防災士会への納入）
(2) 賛助会員（個人）	2,000円
(3) 賛助会員（法人・団体）	10,000円
(4) 協力会員	0円

2. 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度の途中に新たに入会した会員は、別表1のように納入するものとする。

2. 当該年度の会費を4月末日までに納入しなかった者は資格停止とする。
3. 納入した会費は返還しない。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
- (2) 事業活動への参加及び支援

2. 会員は、本支部が定める会員の倫理規定を順守しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程は、役員会の議決によって変更することが出来る。

2. この規程を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

日本防災士会福岡県支部 会員規程

付則

(執行) 本規定は、2025年11月1日からとする

【別表1】

正会員

日本防災士会の規約通り

賛助会員（個人）

納入日	金額	有効期間
4月～9月末	2,000円	納入日～今年度末
10月～12月末	1,000円	納入日～今年度末
1月～3月末	2,000円	納入日～翌年度末

賛助会員（個人）

納入日	金額	有効期間
4月～9月末	10,000円	納入日～今年度末
10月～12月末	5,000円	納入日～今年度末
1月～3月末	10,000円	納入日～翌年度末